

公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

1. 電子調達システムの利用

本調達は、府省共通の「電子調達システム」(https://www.geps.go.jp/) を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。

ただし、「紙」による入札書等の提出も可とする。

2. 競争入札に付する事項

1) 工事名称 令和5年度高松市西山崎町所在国有建物解体撤去工事

2) 工事場所 香川県高松市西山崎町字川向上405番1、408番2

3) 工事内容 高松市西山崎町所在国有建物
・建物解体工事一式

4) 工 期 契約締結日から令和6年1月31日(水曜日)まで

5) 競争参加申請書等の提出締切日時及び場所

日 時 令和5年9月7日(木曜日) 17時まで(必着)

場 所 四国財務局 管財部 統括国有財産管理官

入札に参加を希望する者は、3. の事項を確認の上、入札説明書等の配付を受けた後、上記期限までに紙による「競争参加申請書」等を提出すること。

なお、電子調達システムにより電子入札を行う者は、システム上の本調達案件の登録を行うこと。

6) 入札書及び工事費内訳書の受領期限

・電子による場合

令和5年9月11日(月曜日) 9時00分から

令和5年9月12日(火曜日) 10時30分まで(必着)

・紙による場合

令和5年9月12日(火曜日) 10時15分から10時30分まで

場 所 高松サンポート合同庁舎 南館6階 南607会議室

方 法 持参すること(代理人が入札する場合は、委任状を提出後)

7) 開札の日時及び場所

日 時 令和5年9月12日(火曜日) 10時40分

場 所 高松サンポート合同庁舎 南館6階 南607会議室

8) 上記 6) から 7) については、電子調達システムにおいてシステム障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

また国の事情、災害又はやむを得ない事由が生じた場合は、本入札を延期又は取り止めることがある。

3. 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

3) 令和5・6年度財務省四国地区競争参加資格審査において、業種区分が「総合建設工事(建築一式工事)」で「C」又は「D」等級、又は業種区分が「総合建設工事以外の工事(解体工事)」で「A」又は「B」等級に格付けされており、責任をもって工事を完成することができる者であること。

なお、本競争について、一の会社(法人)からは一の競争参加申込みしかできない。

4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。

なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において、競争参加資格の再認定を受けている者。

5) 各省各庁(独立行政法人等を含む。)から指名停止等を受けていない者(支出負担行為担当官が特に認める者を含む。)であること。

6) 四国財務局及び管内財務事務所の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等当該地方支分部局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められた者でないこと。

7) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

8) 4. により入札説明書の配付を受けていない者は、入札に参加できないものとする。

9) 本件入札に係る提出資料等の作成等に要する費用は、すべて提出者の負担とする。
その他詳細は入札説明書による。

4. 入札説明書等配付終了日時及び場所

1) 日 時 令和5年9月7日(木曜日)までの
9時から12時 及び 13時から17時(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

2) 場 所 四国財務局 管財部 統括国有財産管理官

徳島財務事務所 管財課

松山財務事務所 管財課

高知財務事務所 管財課

3) 注 意 郵送による配付を希望する場合は、郵送に必要な切手を貼付し住所を明示した返信用封筒(A4が入る定形外郵便)を5)に事前連絡のうえ、5)に郵送すること。

4) 事前連絡期限 令和5年9月1日(金曜日)までの

9時から12時 及び 13時から17時(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

5) 事前連絡先 〒760-8550

高松市サンポート3番33号

四国財務局 管財部 統括国有財産管理官

電話(087)-811-7780(代表)(内線455)

5. 保証金

1) 入札保証金 免除。

2) 契約保証金 納付。

ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは前払金保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

6. 入札金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

7. 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

また、工事費内訳書の提出がない場合及び内容に不備があった場合には、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とする。

8. 契約書作成の要否

契約書は作成する。

令和5年8月23日

支出負担行為担当官

四国財務局総務部長 榎本 隆